

「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の届出要領（八戸市）

趣旨

本要領は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」といいます。）第4条第1項に規定する届出（「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」の提出）について定めるものです。

【土壤汚染対策法第4条第1項】

土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下、「土地の形質の変更」という。）であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事（八戸市では八戸市長）に届け出なければならない。

1 届出の対象となる行為

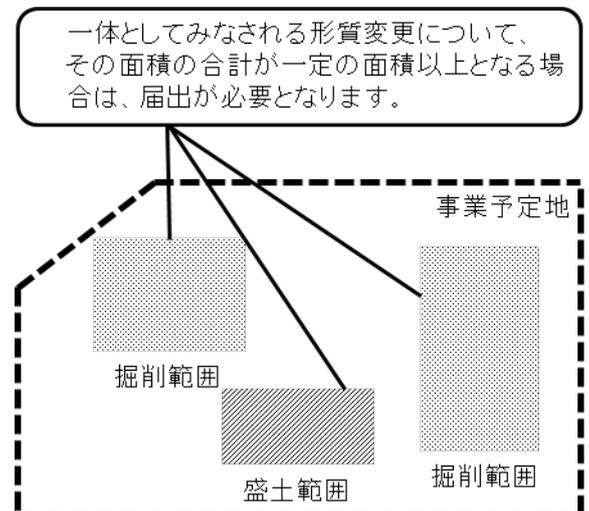
届出の対象となる行為は、土地の形質の変更であって、その部分の面積の合計が3,000㎡以上となる行為です。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の土地の形質の変更にあっては900㎡以上となります。

ここにいう「土地の形質の変更」とは、土地の形質の形状を変更する行為全般をいいます。

例：掘削

盛土（砂利・縁石等の敷設、道路舗装等）
地均し
杭打ち
建築物の除去・建設のための床堀・余掘
掘削後、現状地盤高に埋戻し
配管埋設
伐根 など

合計する面積の考え方は、土地の形質の変更が一連の行為であるか否かで判断してください。具体的には、同一の事業の計画や目的、時間的近接性、実施主体等を総合的に判断することとなります。



◆届出の対象外となるもの

(1) 次のa～cの条件全てに当てはまる行為

a. 土壌を形質の変更の対象となる区域外へ搬出しないこと。

- b. 土壌の飛散又は流出を伴わない土地の形質の変更であること。
 - c. 土地の形質の変更に係る部分の深さ（最大掘削深度）が 50cm 未満であること。
- ※ 盛土のみの工事は a. b. c. すべてに該当するため、届出の対象外となります。

- (2) 農業を営むために通常行われる行為で、土壌を区域外へ搬出しないもの。
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壌を区域外へ搬出しないもの。
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更。
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。
- (6) 法施行規則第 25 条第 5 号の規定により市長が指定した土地における土地の形質の変更。

2 届出の義務者

届出の義務を負う者は、「土地の形質の変更をしようとする者」であり、その施工に関する計画の内容を決定する者となっています。土地の所有者とその土地を借りて開発行為等を行う開発事業者の関係では、開発事業者がこれに該当します。また、請負工事の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者がこれに該当します。

3 届出書類

(1) 提出部数

正本 1 部を作成し提出してください。必要な方には、審査後に写しをお渡しします。

(2) 提出書類一覧

チェック欄	1 届出書
<input type="checkbox"/>	①一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第 6） ・土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合には、一覧表を作成し、別紙として添付してください。
チェック欄	2 添付資料
<input type="checkbox"/>	②土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 ^{※1} ・土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、掘削部分と盛土部分が区別して表示されている必要があります。 ・1 枚にまとめて明示することが困難な場合は、必要に応じて、案内図、 <u>平面図、立面図・断面図</u> 、求積図等に分けることができます。
<input type="checkbox"/>	③土地の登記事項証明書の写しなど、土地の所有者の所在を明らかにする書面 ^{※2} （届出者が当該土地の所有者等でない場合） ※②及び③は法に規定された書類 <任意提出書類>
<input type="checkbox"/>	④指定調査機関による土壌汚染状況調査結果 ^{※3}
<input type="checkbox"/>	⑤土壌汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料 ^{※4}

※1 市販の地図のコピーを使用する場合は著作権者から使用許諾を取得してください。

※2 登記事項証明書の写しは、現在の状況が記載されたものを提出してください（概ね3か月以内のもの）。

登記事項証明書の写しの他、土地の売買契約書、土地の形質の変更における請負契約書又は同意書も書面として活用できます。

※3 土地の所有者の全員の同意書が必要となります。土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合には、調査命令の対象となりません（但し、調査方法や結果に不備がある場合を除きます）。

※4 土地の形質の変更の届出に併せて土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を含む資料を提出した場合は、基準の該当性判断の際に参考とします。「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号）

例：取扱物質リスト、MSDS など

4 届出の期限

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行うことが必要です。

ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

《参考》届出日算出方法

届出日	1日目	2日目	…	29日目	30日目	着手日
4月1日	4月2日	4月3日	…	4月30日	5月1日	5月2日
	中 30 日					

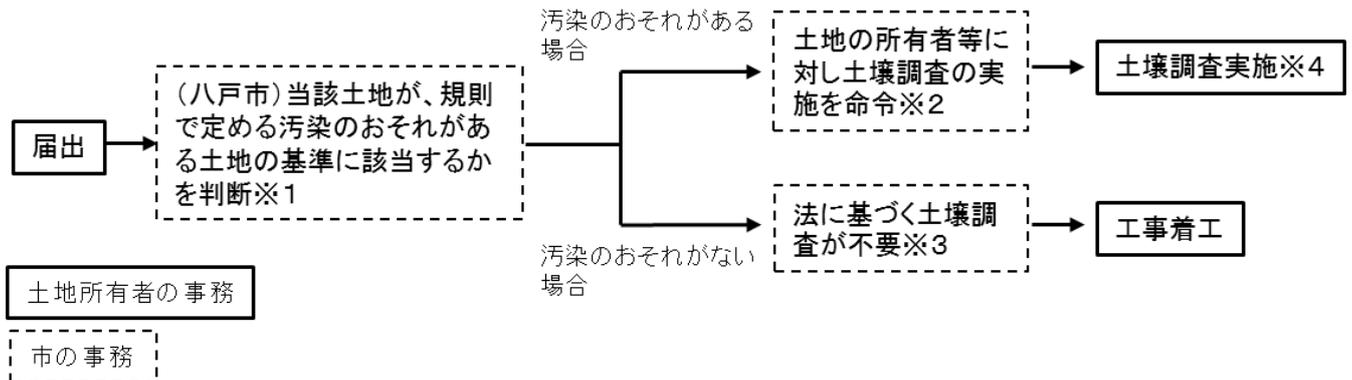
5 届出様式

届出書の様式及び記入例は以下のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyohozenka/2/2/5387.html>

6 届出の流れ

届出の流れは、以下ようになります。行政保有情報等から、その土地に特定有害物質による汚染のおそれがあると判断された場合は、市から調査命令が発出されます。命令を受けた者は土壤汚染状況調査を行い、結果を市に報告しなければなりません。



※1 判断基準は、土壤汚染対策法施行規則第26条を参照してください（5ページ）。

※2 届出者が当該土地の所有者等でない場合は、併せて届出者に対し土壤調査が必要となった旨を通知します。

※3 調査の命令の対象とならない旨を、届出者に通知します。

※4 届出に係る形質変更は、土壤調査に係る一連の手続きが完了した後に行ってください。なお、調査の結果、汚染が判明し、要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された場合は、その状況に応じて形質変更制限が設けられるほか、別途必要な手続きが発生します。

※ 法に基づく土壤調査が不要とされた場合でも、当該土地に土壤汚染が存在しないことが保証されるものではありません。

※ 法第4条第1項の届出に併せて、指定調査機関に調査させた土壤汚染状況調査結果報告書（様式第7）を提出することができます。

当該土壤汚染状況調査の結果について土壤汚染状況調査の方法や結果に不備がある場合や、土地の形質の変更に着手する時点の土地の汚染の状態を反映していないものについては、法に定める方法での調査が実施されたとはいえないため、法第4条第2項に基づく調査結果の提出がされていないものと考えられ、汚染のおそれがあると判断された場合は、土壤汚染状況調査を行っていただくことになります。

7 汚染のおそれの判断基準

土壤汚染対策法施行規則第 26 条に基づき判断します。

- ① 土壤の特定有害物質（別表参照）による汚染状態が基準（土壤溶出量基準、土壤含有量基準）に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地
- ③ 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ④ 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地
- ⑤ ②③④に掲げる土地と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が基準に適合しないおそれがある土地

お問い合わせ先・届出先

八戸市 市民環境部 環境保全課 調査指導グループ

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号（別館6階）

TEL：0178-43-9107（直通） FAX：0178-47-0722

E-mail：kankyo@city.hachinohe.aomori.jp

※窓口で相談や届出を行おうとするときは、事前に連絡をお願いします。

《記載例》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

八戸市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項
第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の
のとおりに届け出ます。

地番で記載
※複数の筆にわたる場合にも省略せず
に全ての地番を記載してください。
(筆数が多いときは別紙でも可)
※筆の一部の場合は、「○番の一部」
と記載してください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	八戸市内丸〇丁目〇番、〇番の一部 別紙のとおり（筆数が多い場合）
土地の形質の変更の場所	別紙図面のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3456平方メートル 最大掘削深度5メートル
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇月〇日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類の
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

土地形質変更そのものに着手する日
※必ず届出日から30日後以降とすること。

稼働中の工場等において900㎡以上の形質の変更を行う場合は記載ください。3,000㎡以上の土地の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

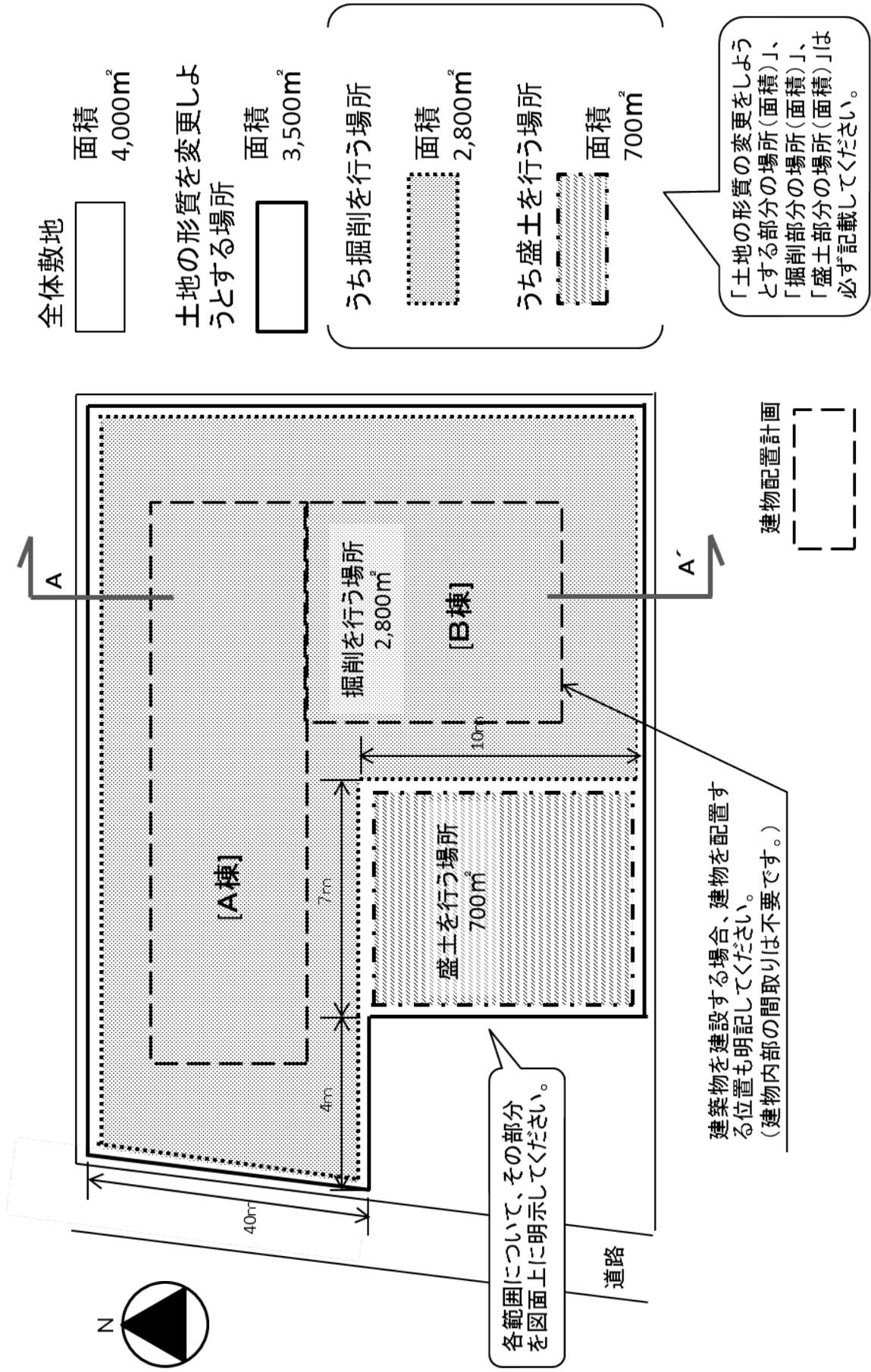
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※掘削部分と盛土部分が混在する場合

添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(平面図)

凡例及び面積

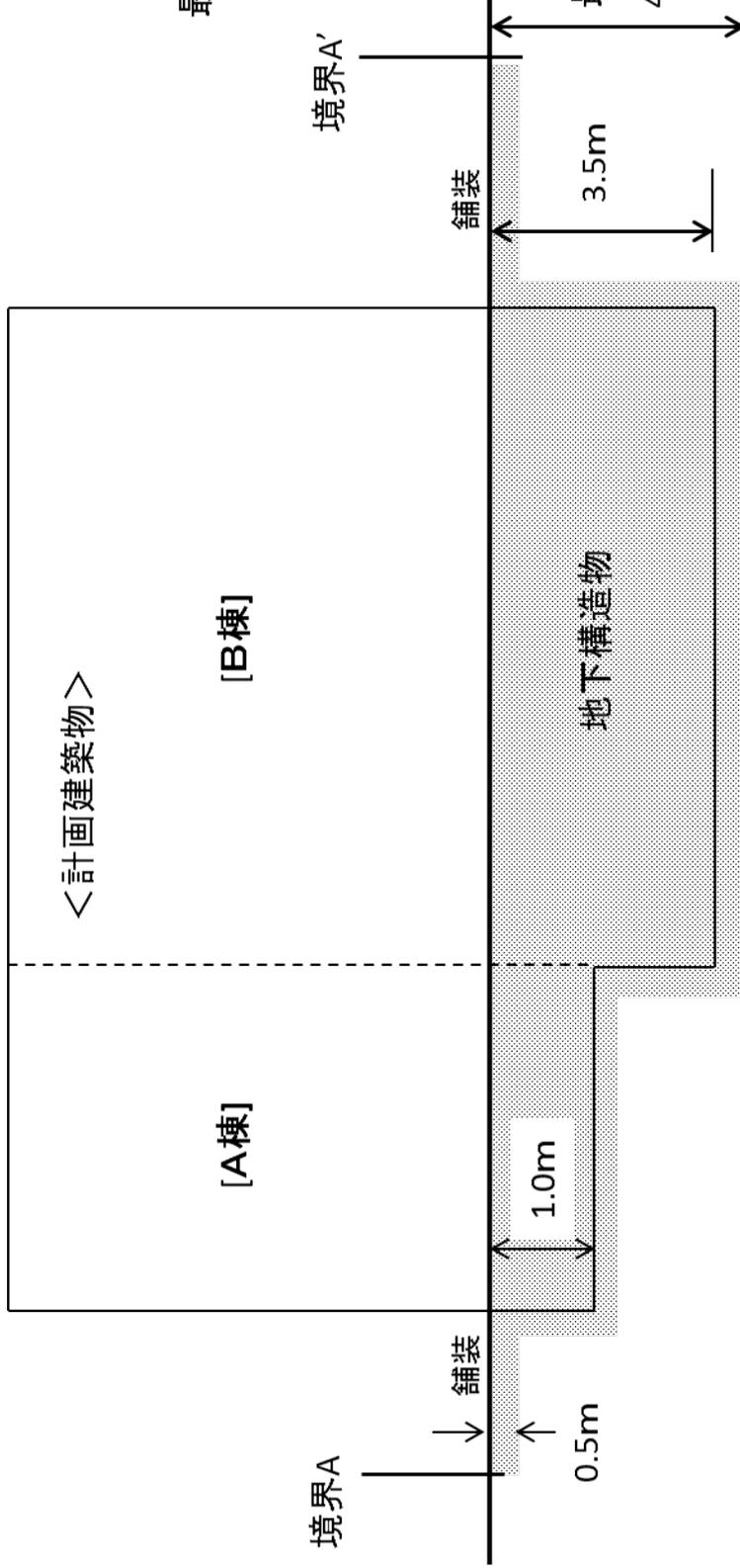


添付図面

土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(断面図)

A-A'断面

凡例及び深度
 掘削を行う場所
 最大掘削深度: 4.0m



土地の形質の変更をしようとする範囲における掘削深度を、図面上に明示してください。数種類の深さがある場合は、それぞれの代表的な深さを示してください。

建築物を建設するにあたり、余掘をする部分も掘削深度に含みます。

注) 地下構造物の建設に伴う掘削深度が最大50cm未満の場合でも、支持杭等を築造し、その杭深度が50cm以上であれば、届出が必要となりますのでご注意ください。

土地の形質の変更の場所が複数の地番となる場合には、以下に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

作成例

別紙○

令和元年4月1日

土地の形質の変更の場所に関する地番、土地所有者一覧表

(例1) 所有地の形質の変更について、下記のとおり実施することに同意します。

形質変更の着手予定日：令和 年 月 日

(例2) 所有地の土壌汚染状況調査の結果を報告することに同意します。

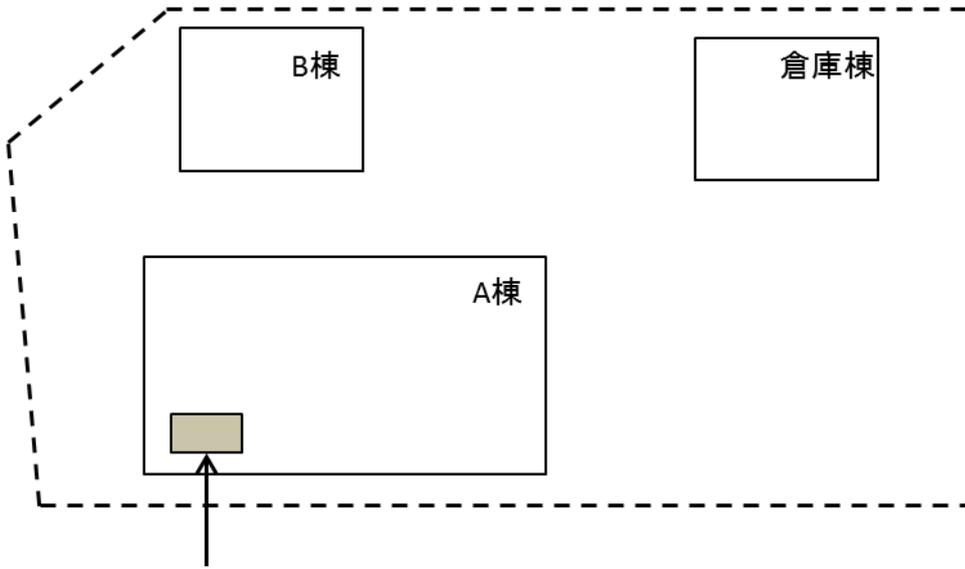
※同意書を土地の所有者等の所在を明らかにするものとして使用する場合は記載してください。

所在地（地番表示）		土地所有者の住所及び氏名（登記簿）	押印欄
〇〇字〇〇〇丁目	〇〇番1	八戸市大字〇〇字〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇商事株式会社	
	〇〇番2	八戸市大字〇〇字〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇商事株式会社	
	〇〇番3	八戸市大字△△字△△△丁目△番△号 △△△開発株式会社	
	〇〇番4	八戸市大字△△字△△△丁目△番△号 △△ △△ 八戸市大字□□字□□町□丁目□番□号 □□ □□	
××字×××丁目	××番1	・・・	
	××番2	・・・	
	××番3	・・・	
〇〇字×××丁目	△△番1	・・・	
	△△番2	・・・	
	△△番3	・・・	

※記載内容は、令和〇〇年〇月〇日取得の土地登記簿による。

有害物質使用特定施設の設置場所の例

有害物質使用特定施設の設置場所（事業所配置図）



有害物質使用特定施設
66 電気めっき施設

届出に関するQ&A

Q 複数年にまたがる事業については、どのように扱うか。

A 複数年にまたがる事業についても「〇〇店建設工事」や「〇〇線道路建設工事」など同一事業や目的の元で行われる場合には一つの事業とみなします。

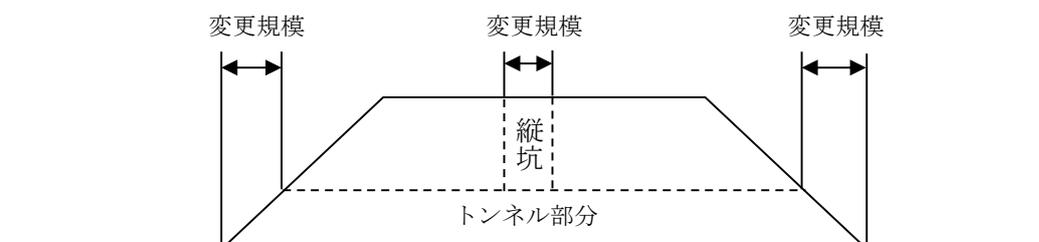
Q 届出対象となる掘削とは、何 cm 以上掘削する場合をいうのか。

A 盛土部分と掘削箇所の合計面積が 3,000 m²以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場等の場合は 900 m²以上）である場合で、かつ事業全体の中で掘削の深さが一部でも 50cm 以上である場合は、届出対象となります。（工事計画の敷地全体の面積ではありません。）

アスファルト、コンクリート、砕石・砂利の除去・舗装も形質変更（掘削・盛土）の届出の規模の面積に含めます。

Q トンネル工事の形質変更の規模について

A トンネル工事等については、開削部や縦坑を平面図に投影した面積の合計が形質変更の規模となります（トンネル内部の面積については対象外です）。



Q 海洋や河川の埋立工事について

A 水面下の土壌については法の対象外ですので、陸上部の形質変更の規模が 3,000 m²未満であれば届出は不要です。

Q 採石場等の扱いについて

A 採石場、採砂場、採土場からの採取行為（深さ 50 cm 以上）は形質変更に該当しますので（鉱山関係の土地で行われるものを除く）、3,000 m²以上の範囲から採取する場合は届出が必要です。

Q 掘削と盛土の範囲が重複する場合はどちらの面積として届出をするのか。

A 重複する範囲において、掘削を先に行う場合は掘削範囲として扱ってください。

盛土を先に行う場合は、その後の掘削深度が現在の地盤より深くなる場合は掘削範囲、浅くなる場合は盛土範囲として扱ってください。

Q 形質変更の規模が算定できない場合について

A 形質変更の規模が 3,000 m²に達するか判断できない場合でも、3,000 m²として届出を行えます（明らかに届出対象の規模に達しない場合は除きます）。なお、届出後に形質変更の規模が 3,000 m²未満であったことが判明した場合でも、届出の取り下げはできませんのでご注意ください。これは、工事計画が縮小された場合等も同様です。

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

八戸市長 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

第3条第7項
第4条第1項
の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次

のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地		
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ		
土地の形質の変更の着手予定日		
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地において 法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の 名称	
	工場又は事業場の 敷地であった土地 の所在地	
現に有害物質使用 特定施設等が設置 されている工場又 は事業場の敷地に おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更 をする場合	有害物質使用特定 施設が設置されて いる工場又は事業 場の名称	
	有害物質使用特定 施設の種類の	
	有害物質使用特定 施設の設置場所	
	特定有害物質の種 類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。